

# 宇宙物体登録に係る届出マニュアル

令和元年 9 月 14 日 改訂第 1 版

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

宇宙物体登録に係る届出マニュアル

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	平成30年11月15日	新規制定
改訂第1版	令和元年9月14日	一部改訂

## 目次

1. はじめに .....	4
2. 用語の定義 .....	4
3. 届出について .....	5
3.1. 届出の種類 .....	5
3.2. 届出の対象 .....	5
4. 届出プロセス .....	5
4.1. 新規の届出プロセス .....	6
4.1.1. 打上げ実施者向けの宇宙物体登録届出プロセス .....	6
4.1.2. 人工衛星管理者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセス .....	8
4.1.3. その他の場合の新規の届出プロセス .....	10
4.2. 変更の届出プロセス .....	10
4.3. 追記の届出プロセス .....	10
4.4. 宇宙物体登録の様式の記載についての補足事項 .....	11
4.4.1. 全体に共通の補足事項 .....	11
4.4.2. 親宇宙物体から分離又は放出される子宇宙物体を登録する場合の補足事項 .....	11
4.4.3. 国際宇宙ステーション（ISS）の小型衛星放出プラットフォームから放出された小型衛星を登録する場合の補足事項 .....	12
5. 申請に関連する法規等 .....	17
5.1. 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約 .....	17
5.2. 国及び政府間国際組織の宇宙物体登録条約における実行向上に関する勧告 .....	21
6. 問い合わせ先 .....	24
7. 申請様式の記載例 .....	24

### 【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律  
(平成 28 年法律第 76 号)
- ・ 条約： 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約  
(昭和 58 年条約第 7 号)
- ・ 勧告： 締約国及び国際機関の宇宙物体の登録方法に関する勧告  
(第 62 会期 国際連合総会決議 62/101 号) 採択 2007 年 12 月 17 日

## 1. はじめに

我が国は、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（昭和 58（1983）年 6 月 20 日に発効）に従い、宇宙物体登録に関する情報を国連に提供しています（5.1 項）。また、平成 19（2007）年 12 月 17 日には、第 62 回国連総会において、国及び政府間国際組織の宇宙物体登録条約における実行向上に関する勧告が決議として採択されました（5.2 項）。

条約及び勧告に基づき、打上げ実施者又は人工衛星管理者は、地球を回る軌道又は地球を回る軌道の外に打ち上げられた宇宙物体に関して、内閣府に対して宇宙物体登録に係る届出を行う必要があります。

本マニュアルは、当該届出に関し必要な事項について解説するものです。

## 2. 用語の定義

- ・ 軌道情報  
宇宙物体登録の様式に記載する次に掲げる情報のこと。
  - 周期 (Nodal Period)
  - 軌道傾斜角 (Inclination)
  - 遠地点高度 (Apogee)
  - 近地点高度 (Perigee)
  
- ・ 国際標識番号 (International Designator)  
個々の宇宙物体に対して COSPAR が割り当てる標識番号。西暦と当該年の 1 月 1 日起算の全世界で打ち上げられた順の連番にアルファベットを組み合わせて表現する。  
準天頂衛星初号機の例：2010-045A（2010 年の 45 番目の打上げ）
  
- ・ 事務局  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局
  
- ・ COSPAR (Committee on Space Research)  
国際宇宙空間研究委員会
  
- ・ UNOOSA  
国連宇宙部

### 3. 届出について

#### 3.1. 届出の種類

地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられた宇宙物体の登録の届出には、主に以下の3種類があります。ただし、短期間に新規と再突入等による追記を行う場合においては、1回の届出とすることが可能な場合がありますので、事務局にご相談ください（お問い合わせにあたっては、6項をご参照ください）。

- ▶ 新規に打ち上げられた宇宙物体の登録（新規）※4.1項参照
- ▶ 宇宙物体の所有者又は管理者の変更等による宇宙物体登録内容の変更（変更）※4.2項参照
- ▶ 宇宙物体の停波又は再突入による宇宙物体登録内容の追記（追記）※4.3項参照

#### 3.2. 届出の対象

以下に該当する宇宙物体を、地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げた場合、宇宙物体の所有者又は管理者の変更等による宇宙物体登録内容を変更した場合及び宇宙物体の停波又は再突入による宇宙物体登録内容を追記した場合には宇宙物体登録に係る届出を行ってください。

- ▶ 人工衛星（ローバーや惑星探査機、国際宇宙ステーション補給機なども含む）及び人工衛星からの分離物
- ▶ 人工衛星の打上げ用ロケットの軌道上に投入される部分（軌道投入段に加え、複数衛星を打上げる際の衛星支持構造物等を含む）

### 4. 届出プロセス

宇宙物体登録の届出は、3.1項に定める事項が生じた日から30日以内に事務局宛に実施してください。なお、運用軌道への遷移中のため軌道情報が未確定の場合や、軌道に投入された人工衛星と通信を行えないために国際標識番号の特定が行えない場合等、30日以内の届出が難しい場合には事務局へご相談ください。

届出を行う内容に応じて、4.1項、4.2項、4.3項を参考に、表1の様式（Wordファイル）に英語で必要な情報を記載して届出を行ってください。

様式（Wordファイル）の最新版については、下記のUN00SAのWebページより入手してください。

## United Nations Register of Objects Launched into Outer Space

<http://www.unoosa.org/oosa/en/spaceobjectregister/resources/index.html>

なお、制御再突入を行う人工衛星等の打上げ又は人工衛星の管理を行う場合には、新規の届出と追記の届出を同時に行うことが可能です。例として、低軌道に人工衛星を打ち上げた際の軌道投入段をすぐに制御再突入させる場合や、ISS へ物資を補給する人工衛星であって、すぐに制御再突入させた場合が想定されます。

上記に該当する可能性がある場合には事務局にご相談ください（お問い合わせにあたっては、6 項をご参照ください）。

### 4.1. 新規の届出プロセス

新規に打ち上げられた宇宙物体の軌道投入時のテレメトリ情報を記載することが一般的です。

また、宇宙物体の国際標識番号は、COSPAR より自動的に付与されます。当該国際標識番号は、NASA の Web ページ又は SPACE-TRACK（利用登録が必要です）から把握できます。

#### NASA Web ページ

<https://nssdc.gsfc.nasa.gov/nmc/SpacecraftQuery.jsp>

#### SPACE-TRACK Web ページ

<https://www.space-track.org/auth/login>

#### 4.1.1. 打上げ実施者向けの宇宙物体登録届出プロセス

打上げ実施者は、人工衛星の打上げ用ロケットの一部（主として、人工衛星の打上げ用ロケットの上段部及び人工衛星を分離するために用いる部品が含まれますが、これらに限定されません）が軌道に投入された際は宇宙物体登録に係る届出を実施してください。

また、打上げ実施者は、人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された人工衛星について宇宙物体登録に係る届出の実施主体となる届出者を明確にした上、打上げ実施者が宇宙物体登録の実施主体となる場合は当該人工衛星についても届出を行ってください。

図 1 に打上げ実施者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセスを示します。

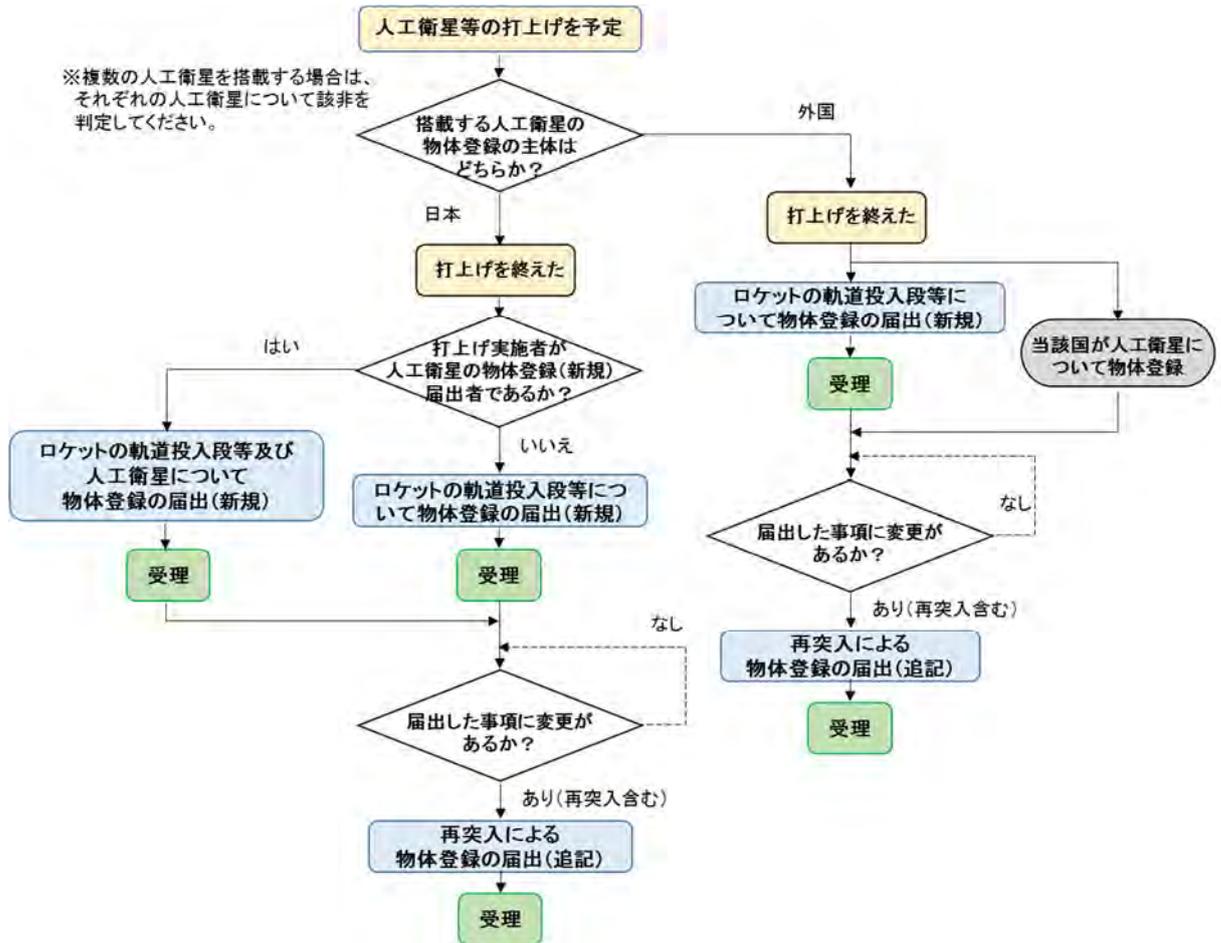


図 1 打上げ実施者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセスの一例

図 1 は一般的な打上げ実施者向けの宇宙物体登録届出プロセスです。図 1 に該当しない場合には事務局にご相談ください (お問い合わせにあたっては、6 項をご参照ください)。

#### 4.1.2.人工衛星管理者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセス

人工衛星管理者は、人工衛星が地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に投入された際は宇宙物体登録に係る届出を実施してください。また、当該衛星を軌道に投入後、子衛星の分離など分離物を放出することがあらかじめ計画されている場合には、その旨も届出時に記載してください。

図2に人工衛星管理者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセスを示します。

なお、例えば「停波又は再突入による宇宙物体登録内容の追記（追記）」は、法第二十二條第四号ニに定める終了措置を実施したときや、法第二十五条に定める他の物体との衝突その他の事故の発生により、人工衛星の管理ができなくなった場合に必要なものです。

図2の「停波等による状態の変更の届出（追記）」は、停波を実施した人工衛星が軌道に残留した後に自然落下する地球周回軌道の人工衛星又は惑星探査機を停波させる場合が該当します。

図2の「デオービットによる状態の変更の届出（追記）」は、静止衛星を静止軌道保護域に干渉しない高度に上昇させ、停波させる場合が該当します。

図2の「再突入による状態の変更の届出（追記）」は、自然落下するまで管理を行う場合又は制御再突入により再突入が確認された場合が該当します。

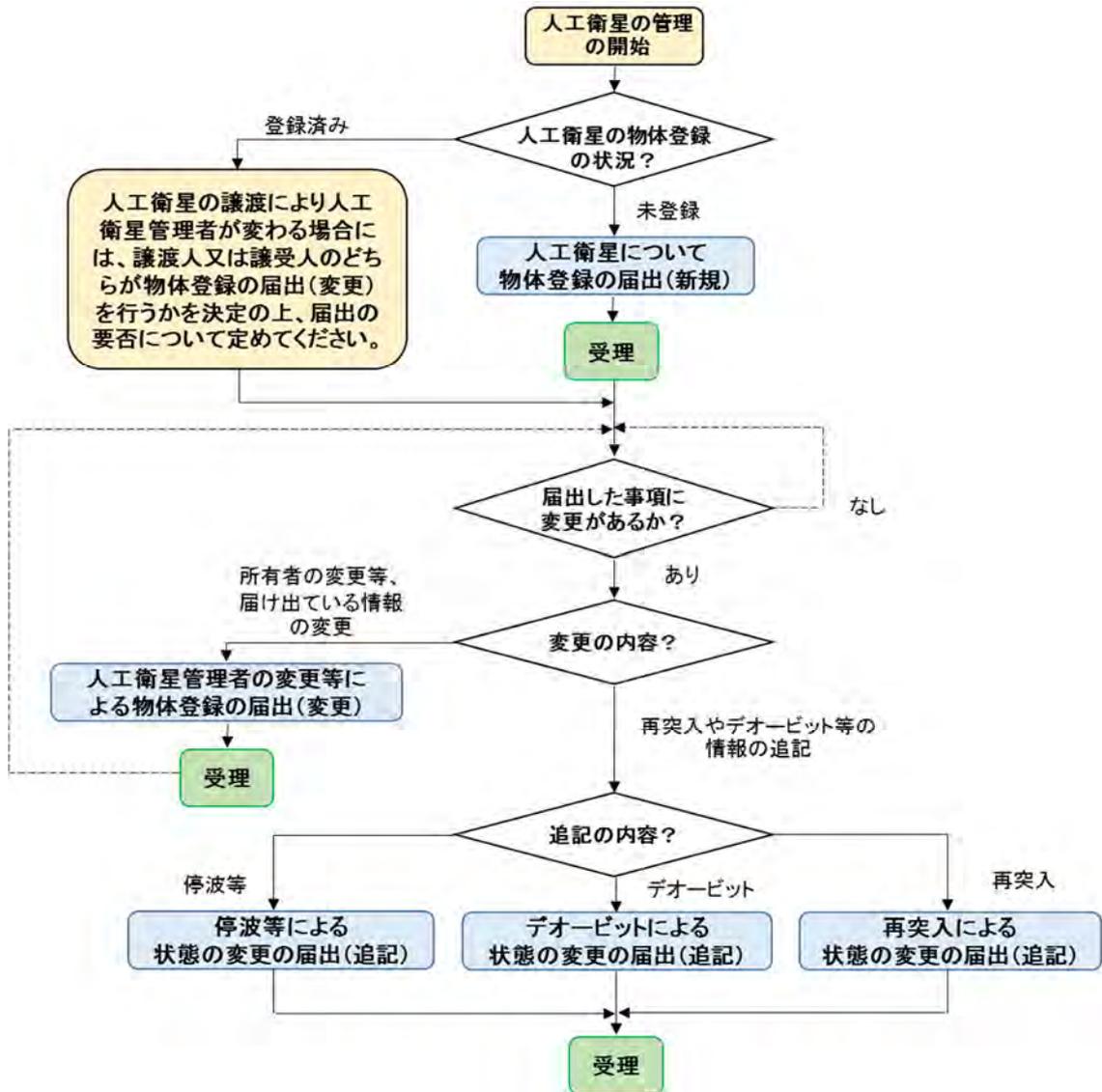


図 2 人工衛星管理者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセスの一例

図 2 は一般的な人工衛星管理者向けの宇宙物体登録に係る届出プロセスです。図 2 に該当しない場合には事務局にご相談ください（お問い合わせにあたっては、6 項をご参照ください）。

### 4.1.3. その他の場合の新規の届出プロセス

人工衛星の管理の許可は取得しないが、宇宙物体登録に係る届出が必要と思われる場合（惑星探査機であって、当該惑星に機器等を残置する場合、他国の衛星から我が国に関する制御を行わない宇宙物体を放出する場合や、国際協力等のために日本国内から運用の管理を行わない場合等）には事務局にご相談ください（お問い合わせにあたっては、6項をご参照ください）。

## 4.2. 変更の届出プロセス

既に宇宙物体登録を実施済みである人工衛星を譲渡することにより人工衛星所有者又は管理者が変更となる場合等により、当初提出した内容に変更が生じた場合は、変更の生じた状態が継続する期間の長短に関わらず届出を行う必要があります。例えば、承継を行う場合においては、譲渡人又は譲受人のどちらが宇宙物体登録の変更の届出を行うか、協議等により決定し届出してください。変更の届出は、主に表1の**赤枠**で囲った部分が考えられます。

## 4.3. 追記の届出プロセス

人工衛星の打上げ用ロケットを構成する部品等や人工衛星の再突入により軌道上に存在しなくなった場合や停波等によって管理を終了する場合、追記の届出を行う必要があります。追記の届出は、宇宙物体登録簿の「Change of status」や「Change of status in operation」に記載する必要が生じた場合が該当します（表1の**青枠**で囲った部分）。

なお、再突入により人工衛星が機能しなくなるまで人工衛星の管理を行う場合にあっては、消滅日時を記載の上、届出をしてください。

#### 4.4. 宇宙物体登録の様式の記載についての補足事項

本項では補足事項の一部を記載しています。細かい内容については表 2 をご参照ください。

##### 4.4.1. 全体に共通の補足事項

- 表 1 の※ 1 の項目は、新規登録以外の届出をする際に記載が必要です。記載することにより、新規登録時の情報と紐付けられます。新規登録の際に UNOOSA が Web ページで登録情報を公開した際に付与する文書番号（図 3 の赤丸で囲った数字）を記載してください。

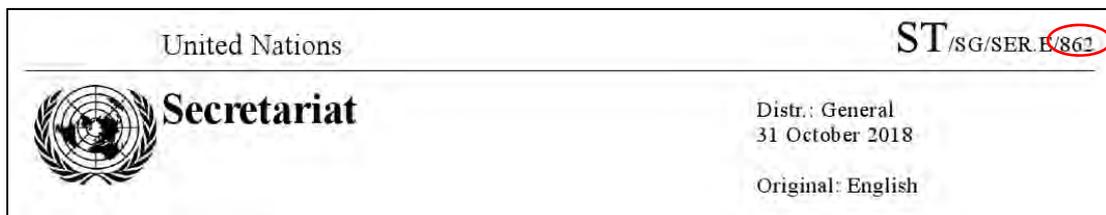


図 3 UNOOSA が公開している文書の例

文書番号の検索には下記の Web ページを用いてください。

<[http://www.unoosa.org/oosa/osoindex/search-ng.jsp?lf\\_id=](http://www.unoosa.org/oosa/osoindex/search-ng.jsp?lf_id=)>

- 表 1 の※ 2 の項目は、宇宙物体に国際標識番号が割り当てられない場合に記載が必要です。記載の必要が生じた場合には事務局にご相談ください。
- 表 1 の※ 5 の項目は、事故や停波により非機能となった日時を記載してください（UTC 表記）。
- 表 1 の※ 6 の項目は、所有者と管理者が異なる場合は両方記載してください。

##### 4.4.2. 親宇宙物体から分離又は放出される子宇宙物体を登録する場合の補足事項

親宇宙物体から分離又は放出される子宇宙物体を登録する場合に参考にしてください。

- 新規宇宙物体として登録するため、表 1 の New registration of space object 欄を記入してください。
- 表 1 の※ 3 の項目には、親宇宙物体とともに地上から打ち上げられた日時を記載してください（UTC 表記）。

- 表 1 の※4 の項目には、親宇宙物体とともに地上から打ち上げられた場所を記載してください。
- 表 1 の※7 の項目には、親宇宙物体とともに地上から打ち上げられた輸送手段を記載してください。
- 表 1 の※8 の項目には、親宇宙物体から子宇宙物体が分離された日時を記載してください。  
例：「(子衛星名) was separated from (親衛星名) on (分離年月日)」

#### 4.4.3. 国際宇宙ステーション (ISS) の小型衛星放出プラットフォームから放出された小型衛星を登録する場合の補足事項

本項は、ISS の小型衛星プラットフォームから放出される小型衛星を登録する場合に参考にしてください。

- 新規宇宙物体として登録するため、表 1 の New registration of space object 欄を記入してください。
- 表 1 の※3 の項目には、ISS の小型衛星放出プラットフォームからの放出日時を記載してください (UTC 表記)。
- 表 1 の※4 の項目には、「International Space Station (ISS)」と記載してください。
- 表 1 の※7 の項目には、空欄としてください。
- 表 1 の※8 の項目には、①ISS までの輸送手段並びに②「Date of launch」欄にはその放出が行われた日時及び「Territory or location of launch」欄の記載はその放出場所を記載する旨を記載してください。  
例①：「〇〇ロケットにより dd/mm/yyyy (UTC) に打ち上げられ、△△補給船により ISS へ運ばれた」旨を記載してください。  
例②：「Date of launch is the date of deployment from the International Space Station (ISS) and Territory or location of launch is the location of deployment.」

表 1 宇宙物体登録の様式（国連提出用）

Registration Information Submission Form (as at 1 January 2010)

Note: This form is available from <http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html>. Please see annex for instructions and definitions. Completed forms should be sent by hardcopy through Permanent Missions to UNOOSA and electronically to [soregister@unoosa.org](mailto:soregister@unoosa.org).

Part A: Information provided in conformity with the Registration Convention or General Assembly resolution 1721 B (XVI)			
New registration of space object	Yes <input type="checkbox"/>	新規登録の際はチェック	Check box
Additional information for previously registered space object (see below for reference sources)	Submitted under the Convention: ST/SG/SER.E/ ※1		UN document number in which previous registration data was distributed to Member States
	Submitted under resolution 1721B: A/AC.105/INF. _____		
Launching State/States/international intergovernmental organization			
State of registry or international intergovernmental organization	JAPAN		Under the Registration Convention, only one State of registry can exist for a space object. Please see annex.
Other launching States (where applicable. Please see attached notes.)	上記の国以外に、「打上げ国」がある場合に記入		
Designator			
Name	宇宙物体の名称		
COSPAR international designator (see below for reference sources)	国際標識番号		
National designator/registration number as used by State of registry	※2		
Date and territory or location of launch			
Date of launch (hours, minutes, seconds optional)	通常は打上げ日時（日/月/年）を記載してください。dd/mm/yyyy 分離又は放出を伴う場合は 4.4.2 又は 4.4.3 を参照してください。 ※3		Coordinated Universal Time (UTC) ※3
Territory or location of launch (see below for reference sources)	通常は打上げ場所を記載してください。 分離又は放出を伴う場合は 4.4.2 又は 4.4.3 を参照してください。 ※4		
Basic orbital parameters			
Nodal period	周期	minutes	
Inclination	傾斜角	degrees	
Apogee	遠地点	kilometres	
Perigee	近地点	kilometres	
General function			
General function of space object (if more space is required, please include text in a separate MSWord document)	宇宙物体の一般的な機能		
Change of status			
Date of decay/reentry/deorbit (hours, minutes, seconds optional)	消滅日時（日/月/年） dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Sources of information			
UN registration documents	<a href="http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/docsstatidx.html">http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/docsstatidx.html</a>		
COSPAR international designators	<a href="http://nssdc.gsfc.nasa.gov/spacewarn/">http://nssdc.gsfc.nasa.gov/spacewarn/</a>		
Global launch locations	<a href="http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html">http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html</a>		
Online Index of Objects Launched into Outer Space	<a href="http://www.unoosa.org/oosa/osoindex.html">http://www.unoosa.org/oosa/osoindex.html</a>		

**Part B: Additional information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space, as recommended in General Assembly resolution 62/101**

**Change of status in operations**

Date when space object is no longer functional (hours、minutes、seconds optional)	機能しなくなった日時 (日/月/年) ※5 dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Date when space object is moved to a disposal orbit (hours、minutes、seconds optional)	廃棄軌道へ移動した日時 (日/月/年) dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Physical conditions when space object is moved to a disposal orbit (see COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines)	機能しなくなったとき又は廃棄軌道へ移動したときの人工衛星の状態		

**Basic orbital parameters**

Geostationary position (where applicable、planned/actual)	静止衛星の場合記入	degrees East
---	-----------	--------------

**Additional Information**

Website:	宇宙物体に関する Web ページがある場合は URL を記入
----------	--------------------------------

**Part C: Information relating to the change of supervision of a space object, as recommended in General Assembly resolution 62/101**

**Change of supervision of the space object**

Date of change in supervision (hours、minutes、seconds optional)	所有者・管理者の変更日時 (日/月/年) dd/mm/yyyy	hrs min sec	Coordinated Universal Time (UTC)
Identity of the new owner or operator	新たな所有者・管理者		
<b>Change of orbital position</b>			
Previous orbital position	以前の静止軌道	degrees East	
New orbital position	新しい静止軌道	degrees East	
Change of function of the space object	宇宙物体の機能に変更があれば記入		

**Part D: Additional voluntary information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space**

**Basic information**

Space object owner or operator	宇宙物体の所有者又は管理者の名称 ※6		
Launch vehicle	通常は打上げロケットの名称及び号機数を記載してください。 ※7		
Celestial body space object is orbiting (if not Earth、please specify)	宇宙物体が地球以外の軌道を回る場合に記入		
Other information (information that the State of registry may wish to furnish to the United Nations)	通常は打上げ機関の名称を記載してください。 分離又は放出を伴う場合は 4.4.2 又は 4.4.3 を参照してください。 ※8		

**Sources of information**

General Assembly resolution 62/101	<a href="http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html">http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html</a>
COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines	<a href="http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html">http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html</a>
Texts of the Registration Convention and relevant resolutions	<a href="http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html">http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html</a>

## 表 2 宇宙物体登録の様式（国連提出用）の補足事項

## Annex

## Section A. Instructions for completing the form

- 1 Download the electronic version of the form from <http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html>.
- . .
- 2 Reference sources and other resources for completion of the form are available from the above web-link.
- . .
- 3 Review definitions in Section B below and complete the form. If there are any queries, please e-mail [soregister@unoosa.org](mailto:soregister@unoosa.org).
- . .
- 4 The **completed hardcopy form** should be sent through official government channels to the relevant Permanent Mission to the United Nations (Vienna) to be formally transmitted to the United Nations.
- . .
- 5 The **completed electronic form** should be sent by the appropriate government entity to the United Nations Office for Outer Space Affairs using e-mail [soregister@unoosa.org](mailto:soregister@unoosa.org).
- . .

## Section B. Definition of terms

## Part A: Information provided in conformity with the Registration Convention or General Assembly resolution 1721B (XVI)

## Launching State/States/international intergovernmental organization

**State of registry/international intergovernmental organization:** The State of registry is the launching State which carries the space object on its national registry of objects launched into outer space. The international intergovernmental organization is an organization which has declared its acceptance of the rights and obligations provided for in accordance with Article VII of the Registration Convention.

*Note:* In accordance with Article II of the Registration Convention, **only one State of registry can exist for a space object**. When more than one launching State exists, they should jointly determine which State should register the space object.

**Other Launching States:** As defined in the Registration Convention, "launching State" means:

- (i) A State which launches or procures the launching of a space object;
- (ii) A State from whose territory or facility a space object is launched;

## Designator

**Name:** The common name/names used to identify the space object.

**COSPAR international designator:** Alphanumeric designator established by the Committee on Space Research (COSPAR) for space objects that successfully reach Earth orbit or beyond. The SPACEWARN Bulletin (available at <http://nssdc.gsfc.nasa.gov/spacewarn>) confirms the designators assigned by the World Warning Agency for Satellites on behalf of COSPAR. The designator can also be obtained from the Online Index of Objects Launched into Outer Space at <http://www.unoosa.org/oosa/osoindex.html>.

**National designator/registration number:** Designator or registration number assigned to a space object by the State of registry.

## Date and territory or location of launch

**Date of launch:** The date of launch of the space object using Coordinated Universal Time (UTC) (also referred to as Greenwich Mean Time (GMT)).

**Territory or location of launch:** The territory or location of the launch of the space object. For a table of global launch locations, see <http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html>.

**Basic orbital parameters:** Basic data on the space object's orbit around the Earth or a celestial body such as the Sun, Moon, etc. If object is orbiting a body other than Earth, please specify. The parameters are:

**Nodal period:** Time taken by the space object to complete one revolution around the body it is orbiting.

**Inclination:** The angle relative to the equator of the Earth or celestial body the space object is orbiting. Measured counter-clockwise from the equator.

**Apogee:** The furthest distance in the space object's orbit from the surface of the body it is orbiting.

## 宇宙物体登録に係る届出マニュアル

Perigee:	The closest distance in the space object's orbit from the surface of the body it is orbiting.
General function:	General information on the space object. Can include mission objectives, frequency plans, etc. If required, please attach text in a separate page.
Change of Status:	The date of the space object's decay, reentry, recovery, deorbit or landing.

### Part B: Additional information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space, as recommended in General Assembly resolution 62/101

#### Change of status in operations

Date when space object is no longer functional:	The date using Coordinated Universal Time (UTC) (also referred to as Greenwich Mean Time (GMT)) when the space object ceases to perform operational functions for the State of registry.
Date when space object is moved to a disposal orbit:	The date using Coordinated Universal Time (UTC) when the space object is moved into a disposal orbit. See COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines for recommendations on disposal orbits, <a href="http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html">http://www.unoosa.org/oosa/SORegister/resources.html</a> .
Physical conditions when space object is moved to a disposal orbit:	The physical conditions when the space object is moved into a disposal orbit. Conditions can include the change in orbit (e.g. +300 km above GSO), passivation of the space object and other measures as recommended in the COPUOS Space Debris Mitigation Guidelines.

#### Basic orbital parameters

Geostationary position:	Applicable only to space objects in the geostationary orbit. Planned and/or actual location of space object in $\pm$ degrees East along the equator from the Greenwich meridian (e.g. for 10.5 degrees West, use -10.5 degrees East).
-------------------------	---

#### Additional Information

Website:	Address on the World Wide Web for information on the space object/mission/operator.
----------	---

### Part C: Information relating to the change of supervision of a space object, as recommended in General Assembly resolution 62/101

#### Change of supervision of the space object

Date of change in supervision:	The date using Coordinated Universal Time (UTC) (also referred to as Greenwich Mean Time (GMT)) when the new owner or operator takes supervision of the space object.
Identity of the new owner or operator:	The identity of the new owner or operator of the space object.
Change of orbital position in the geostationary orbit	
Previous orbital position:	The previous operational location of the space object in $\pm$ degrees East along the equator from the Greenwich meridian.
New orbital position:	The new operational location of the space object in $\pm$ degrees East along the equator from the Greenwich meridian.
Change of function of the space object:	The function of the space object following change in supervision.

### Part D: Additional voluntary information for use in the United Nations Register of Objects Launched into Outer Space

#### Basic information

Space object owner or operator:	The entity that owns or operates the space object.
Launch vehicle:	The launch vehicle used to launch the space object into Earth orbit or beyond.
Celestial body space object is orbiting:	The body that the space object is in orbit around, if not Earth (i.e. the Moon, the Sun, Mars, Jupiter, etc.).
Other information:	Information relating to the space object that the State of registry may wish to furnish to the United Nations.

## 5. 申請に関連する法規等

本マニュアルにて説明する申請に関連する法規を以下に示します。

○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律

### 法第一条（目的）

この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下物等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、**宇宙の開発及び利用に関する諸条約**を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

### 法第二条（定義）

一 **宇宙の開発及び利用に関する諸条約** 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（第二十二号第二号において「宇宙空間探査等条約」という。）、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び**宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約**をいう。

※太字は届出に関連した箇所を強調したものです。

### 5.1. 宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約

○宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約

（第 29 会期 国際連合総会決議第 3235 号）採択 1974 年 11 月 12 日

この条約の締約国は、平和的目的のために宇宙空間を探査し及びその利用を推進することが全人類の共同の利益であることを認識し、1967 年 1 月 27 日の月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約が、宇宙空間における活動についての国の国際的責任を確認していること及び宇宙空間に打ち上げられた物体が登録されている国に言及していることを想起し、また、1968 年 4 月 22 日の宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定が、宇宙空間に打ち上げられた物体であって打上げ機関の領域外で発見されたものの返還に先立ち、要請に応じ、打上げ機関が当該物体の識別のための資料を提供することを定めていることを想起し、更に、1972 年 3 月 29 日の宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約が宇宙物体により引き起こされる損害についての打上げ国の責任に関する国際的な規則及び手続を定めていることを想起

し、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約に照らして、宇宙空間に打ち上げられた宇宙物体の打上げ国による国内登録に関する規定を定めることを希望し、更に、宇宙空間に打ち上げられた物体を義務として登録するための中央登録簿が、国際連合事務総長により設置され及び保管されることを希望し、また、宇宙物体の識別に資する追加の手段及び手続を締約国に提供することを希望し、宇宙空間に打ち上げられた物体の義務的な登録の制度が、特にそれらの物体の識別に資すること並びに宇宙空間の探査及び利用を律する国際法の適用を容易にし及びその発展に寄与することを確信して、次のとおり協定した。

#### 第一条

この条約の適用上、

- (a) 「打上げ国」とは、次の国をいう。
  - (i) 宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる国
  - (ii) 宇宙物体が、その領域又は施設から打ち上げられる国
- (b) 「宇宙物体」には、宇宙物体の構成部分並びに宇宙物体の打上げ機及びその部品を含む。
- (c) 「登録国」とは、次条の規定により宇宙物体が登録されている打上げ国をいう。

#### 第二条

1. 宇宙物体が地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられたときは、打上げ国は、その保管する適当な登録簿に記入することにより当該宇宙物体を登録する。打上げ国は、国際連合事務総長に登録簿の設置を通報する。
2. 地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられた宇宙物体について打上げ国が2以上ある場合には、これらの打上げ国は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約第8条の規定に留意し、宇宙物体及びその乗員に対する管轄権及び管理の権限に関して当該打上げ国の間で既に締結された又は将来締結される適当な取極の適用を妨げることなく、1の規定により当該宇宙物体を登録するいずれか1の国を共同して決定する。
3. 登録簿の内容及び保管の条件は、登録国が決定する。

#### 第三条

1. 国際連合事務総長は、次条の規定により提供される情報を記録する登録簿を保管する。
2. 1の登録簿に記載されているすべての情報は、公開される。

#### 第四条

1. 登録国は、登録したそれぞれの宇宙物体に関し、できる限り速やかに国際連合事務総長に次

の情報を提供する。

- (a) 打上げ国の国名
  - (b) 宇宙物体の適当な標識又は登録番号
  - (c) 打上げの行われた日及び領域又は場所
  - (d) 次の事項を含む基本的な軌道要素
    - (i) 周期
    - (ii) 傾斜角
    - (iii) 遠地点
    - (iv) 近地点
  - (e) 宇宙物体の一般的機能
2. 登録国は、登録した宇宙物体に関する追加の情報を随時国際連合事務総長に提供することができる。
3. 登録国は、従前に情報を提供した宇宙物体であって地球を回る軌道に存在しなくなったものについて、実行可能な最大限度においてかつできる限り速やかに、国際連合事務総長に通報する。

#### 第五条

地球を回る軌道に又は地球を回る軌道の外に打ち上げられた宇宙物体に前条 1 (b) の標識若しくは登録番号又はその双方が表示されている場合には、登録国は、同条の規定により宇宙物体に関する情報を提供する際に、国際連合事務総長にその旨を通知する。通知を受けた場合には、同事務総長は、登録簿に当該通知につき記録する。

#### 第六条

いずれかの締約国が、自国又は自国の自然人若しくは法人に対して損害を与えた宇宙物体又は危険若しくは害をもたらすおそれのある宇宙物体を、この条約の規定を適用した場合においても識別することができないときは、他の締約国（特に、宇宙物体の監視及び追跡のための施設を有する国を含む。）は、公平かつ合理的な条件で、当該締約国により又は当該締約国のために国際連合事務総長を通じて行われる当該宇宙物体の識別についての援助の要請に実行可能な最大限度において応ずる。その要請を行う締約国は、要請を行う契機となった事件について、時刻、性質及び状況に関する情報を実行可能な最大限度において提供する。援助の態様は関係当事国間の合意により定める。

#### 第七条

1. この条約において国に言及している規定は、次条から第 12 条までの規定を除くほか、宇宙活動を行ういずれの国際的な政府間機関にも適用があるものとする。ただし、当該政府間機関がこの条約の定める権利及び義務の受諾を宣言し、かつ、当該政府間機関の加盟国の過半

数がこの条約及び月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締約国である場合に限る。

2. この条約の締約国であって1の政府間機関の加盟国であるものは、当該政府間機関が1の規定による宣言を行うことを確保するため、すべての適当な措置をとる。

#### 第八条

1. この条約は、ニュー・ヨークにある国際連合本部においてすべての国による署名のために開放される。3の規定に基づくこの条約の効力発生前にこの条約に署名しなかった国は、いつでもこの条約に加入することができる。
2. この条約は、署名国によって批准されなければならない。批准書及び加入書は、国際連合事務総長に寄託する。
3. この条約は、5番目の批准書が国際連合事務総長に寄託された時に、批准書を寄託した国の間で効力を生ずる。
4. この条約は、その効力発生の後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。
5. 国際連合事務総長は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日並びに他の事項を速やかに通報する。

#### 第九条

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を受諾した時に、受諾した締約国について効力を生じるものとし、その後に改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

#### 第十条

この条約の効力発生の10年後に、この条約の過去における適用状況に照らしてこの条約の改正が必要であるかないかを審議するため、この条約の検討の問題を、国際連合総会の仮議事日程に含める。ただし、この条約の効力発生の後5年を経過した後はいつでも、締約国の3分の1以上の要請により、締約国の過半数の同意を得て、この条約を検討するための締約国の会議が召集される。検討に当たっては、宇宙物体の識別に関する技術その他の関連技術の進歩を特に考慮する。

#### 第十一条

いずれの締約国も、この条約の効力発生の後1年を経過した後は、国際連合事務総長にあてた文書により、この条約からの脱退を通告することができる。脱退は、脱退を通告する文書の受領の日から1年で効力を生ずる。

**第十二条**

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての署名国及び加入国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、1975年1月14日にニューヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した

(外務省ホームページより引用)

**5.2. 国及び政府間国際組織の宇宙物体登録条約における実行向上に関する勧告**

○国及び政府間国際組織の宇宙物体登録条約における実行向上に関する勧告

(第 62 会期 国際連合総会決議 62/101 号) 採択 2007 年 12 月 17 日

総会は、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約

(宇宙条約) の、特に第 8 条及び第 11 条の規定を想起し、

また、宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約を想起し、

更に、1961 年 12 月 20 日の国連総会決議 1721B(XV I) を想起し、

1986 年 12 月 3 日の国連総会決議 41/66 を想起し、

宇宙空間平和利用委員会第 50 会期及び法律小委員会第 46 会期の報告書の関連する部分の、特に法律小委員会の報告書の付属書となる締約国と国際機関の宇宙物体の登録に関するワーキンググループの結論に留意し、

ワーキンググループの結論或いは現行決議が、登録条約に対して何ら権威的な解釈を与え、改正を提案するものではないことに留意し、

加盟国が登録条約の当事国となることの利益のほか、登録条約に加盟し、同条約の規定を実行・遵守することにより、加盟国は、

(a) 登録条約第 3 条により設置された「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録簿」(加盟国及び登録条約の定める権利及び義務の受諾を宣言して宇宙活動を行う国際的な政府間機関から提出された情報を記録する登録簿) の有用性を高め、

(b) 特に登録条約 6 条に鑑み、宇宙物体を識別するための追加の手段及び手続の恩恵を受けることに配慮し、

締約国及び宇宙条約の定める権利及び義務の受諾を宣言し、宇宙活動を行う政府間国際機関は、同条約に従い事務総長に情報を提供し、同条約に従い適切な登録簿を設置し、同登録簿の設置を事務総長に通報することになっていることに留意し、

登録条約への全世界的加盟及び同条約の規定の受諾・実行・遵守が、

(a) 適切な登録簿の設置を拡大し、

- (b)適切な登録簿の保管及び「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録簿」への情報提供に関する手続と仕組みの発展に資するものであり、
- (c)当該登録簿への宇宙物体の登録に関する国内外の共通化された手続に資するものであり、
- (d)適切な登録簿に記載された宇宙物体に関して当該登録簿に提供・記録される情報の統一性に資するものであり、
- (e)適切な登録簿上の宇宙物体に関する追加情報及び地球を回る軌道上から離脱した物体に関する情報の当該登録簿への受理及び記録に資することを考慮し、
- 登録条約発効後の宇宙活動の変化には、新技術の継続的開発、宇宙活動を行う締約国数の増加、宇宙空間の平和利用に関する国際協力の拡大と非政府団体が行う活動の増加、さらには二国以上で構成される非政府団体による協力体制の確立が含まれることにも留意し、
- 宇宙物体の登録の徹底を希望し、
- また、登録条約の遵守の拡大を希望し、
- 1 登録条約の遵守に関して、以下の勧告を行う。
- (a)登録条約の未批准国又は未加盟国は、同条約の当事国となり、同条約の当事国となるときまで、1961年12月20日に採択された総会決議1721号B(XVI)に従い情報を提供する。
- (b)登録条約の定める権利及び義務の受諾を宣言せずに宇宙活動を行う政府間国際機関は、登録条約第7条によりこれを宣言する。
- 2 条約の実行の調和に関して、以下の勧告を行う。
- (a)宇宙物体の登録に関して国連事務総長に提出すべき情報の種類の統一化を検討すべきである。この情報には、とりわけ以下を含むことができよう。
- i. 宇宙空間研究委員会 (COSPAR) の国際標識 (適宜)
  - ii. 打上げ日の時間基準として協定世界時 (UTC)
  - iii. 基本軌道パラメータの標準単位としてキロメートル、分及び度。
  - iv. 登録条約上求められている宇宙物体の一般的機能情報以外に有用な機能情報
- (b)国連事務総長に提供すべき、追加可能かつ適切と考えられる下記の分野に関する情報について検討すべきである。
- i. 静止軌道 (GSO) の位置 (適宜)
  - ii. 運用状態の変更 (とりわけ機能を停止した宇宙物体について)
  - iii. おおよその軌道減衰日又は軌道再突入日に関する情報の提供 (締約国において同情報を確認できる場合)
  - iv. 宇宙物体の廃棄軌道への遷移日及び同状況に関する情報の提供
  - v. 宇宙物体の公式情報を掲載したウェブサイト
- (c)宇宙活動を行う締約国と登録条約の権利及び義務の受諾を宣言した政府間国際機関は、適切な登録簿の連絡先を指定した際には、国連宇宙部に詳細な連絡先情報を提供する。
- 3 宇宙物体の登録を徹底するために、以下の勧告を行う。
- (a)宇宙活動を行う政府間国際機関の責任体制が複雑なため、宇宙活動を行う政府間国際機関

が登録条約に定める権利及び義務の受諾を宣言していない場合には、対応策を講じ、同機関の加入国間に登録に関する合意が存在しない場合には、宇宙活動を行う政府間国際機関による登録の一般的なバックアップとなる対応策を講じる必要がある。

(b) その領域又は施設から宇宙物体が打ち上げられた締約国は、事前に合意がない場合、当該宇宙物体を登録する国または機関を共同で決定するために、「打上げ国」としての条件を満たしていると思われる締約国又は政府間国際機関に連絡する。

(c) 宇宙物体の共同打上げの場合には、それぞれの宇宙物体は個別に登録され、当該締約国の権利及び義務を侵害することなく、当該締約国が管轄権と管理の権限を行使するに最もふさわしいことから、人工衛星は、宇宙条約第六条により責任を有する締約国の適当な登録簿に記載する。

(d) 締約国は、自国の打上業務受託者が宇宙物体の所有者及び/運用者に当該締約国に対して宇宙物体の登録について通知するよう働きかける。

4 軌道上の宇宙物体に対する管轄権の変更に伴い、以下を勧告する。

(a) 登録国は、宇宙条約第 6 条に定める適当な国と協力し、国連事務総長に以下のような追加情報を提供することができよう。

- i. 管轄権の移転日
- ii. 新たな所有者又は運用者の詳細情報
- iii. 軌道位置の変更
- iv. 宇宙物体の機能の変更

(b) 登録国がない場合、宇宙条約第 6 条に定められた適当な国は、上記例示情報を国連事務総長に提出することができよう。

5 国連宇宙部に対し、以下を要請する。

(a) すべての締約国と政府間国際機関に対し、登録情報の提出を支援するため、同局に提出される情報に対応した登録用紙（ひな型）を提供する。

(b) ウェブサイト上で連絡先情報を公開する。

(c) 適当な登録簿が掲載されているインターネット上のウェブサイトへのリンクを設定する。

6 締約国と政府間国際機関に対し、宇宙物体の登録方法の進捗状況を国連宇宙部に通報するよう勧告する。

(JAXA 訳を引用)

## 6. 問い合わせ先

本マニュアルに記載の内容に不明な点がありましたら、下記 URL をご参照の上、お問い合わせください。

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 宇宙活動法に関する申請受付について  
[http://www8.cao.go.jp/space/application/space\\_activity/application.html](http://www8.cao.go.jp/space/application/space_activity/application.html)

## 7. 申請様式の記載例

内閣府所管の人工衛星「みちびき」3号機の国連登録様式の記載例を次ページ以降に示します。